

新任研修

新規児童相談所配属全職員研修【※全9時間】
(児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員ほか)

新任児童相談所職員研修【※全86時間】

児童福祉司独自研修【※全29時間】

児童心理司独自研修【※全46時間】

一時保護所職員独自研修【※全25時間】

このうち、子供の権利擁護に関連する科目

- (1) 子供の権利の考え方、権利条約、児福法の理念等【90分】
- (2) 被措置児童等虐待の対応及び権利ノート【80分】

このうち、子供の権利擁護に関連する科目

- (1) 一時保護所の業務（外部評価、第三者委員にも触れる）【75分のうち一部】
- (2) 子供の権利擁護について【60分】

※カリキュラム全体の時間数（端数処理）

専門研修
(2年目～)

全体研修

・
・
・

OJT

【現状】

- 子供の権利擁護に関する研修は、新たに児童相談所に配置されたタイミングで受講。
- 一時保護所の職員は、それに加えて独自研修の中で、子供の権利擁護や第三者委員に関する講義を受講することになっている。
- 現在、子供の意見表明権に焦点を当てた研修や、子供の権利擁護専門相談事業の内容について学習する研修はない。

【課題】

- 子供の権利擁護の重要性や関係する具体的な事業についてさらに理解を深めるためのカリキュラムづくり。
- 子供の声を聴く場面における職員の基本姿勢、面接技法等、実務に活かせる技術を習得する機会の確保。
- 一時保護所職員が日常生活場面において子供の声を酌み取り、その声に適切に対応するための知識と技術を習得する機会の確保。
- 一時保護所職員については、入所状況がひっ迫していることなどもあり、研修機会の確保が困難。